

公益財団法人高知県消防協会細則

平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 2 月 3 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人高知県消防協会（以下「協会」という。）の運営に必要な事項について定めることを目的とする。

(慰労金、弔慰金、見舞金)

第 2 条 協会の見舞金、弔慰金は、会長、副会長、監事、職員に支給する。

2 前項の支給は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入院見舞金 10,000円 (1週間以上の入院)

(2) 弔慰金 10,000円

3 会長、副会長には弔辞（電報）及び新聞広告に掲載する。

(旅費)

第 3 条 協会が開催する会議等への出席者には旅費を支給する。

2 旅費は、協会の旅費規程に準じて支給する。

第 4 条 協会が委嘱する講師等については旅費を支給する。

2 旅費は、協会の旅費規程に準じて支給する。

(日当の支給)

第 5 条

削除

(役員及び評議員の旅費)

第 6 条 役員及び評議員の旅費の支給は、協会の旅費規程による。

(自家用車の公務使用)

第 7 条 協会の専用車がないため、職員の自家用車の公務使用を認めるものとする。

ただし、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠保険」という。）の加入の車両でなければならない。

2 前条には非常勤職員や臨時職員の同乗を認める。

(損害賠償)

第 8 条 自賠保険の適用となる事故については、職員の運転する車両の自賠保険で第三者に賠償する。

2 協会は出張により職員又は非常勤職員、臨時職員が受傷した場合は協会が加入している（財）日本消防協会の福祉共済制度の共済金請求手続きを行い、共済金にて賠償する。

3 旅行命令に従った通常の経路上の事故による職員及び非常勤職員並びに臨時職員の受傷については、職員の申請に基づき、公務上と認めた場合は、労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の保険給付金の申請手続きを行う。

(自家用車の運送料)

第 9 条

削除

(報償費の支給)

第 10 条 会長が委嘱する講師等には報償費を支給する。

2 報償費は、高知県消防学校が講師に支給する報償費の例に準じて支給する。

(年次有給休暇)

第11条 就業規則15条3項の年次有給休暇を1時間を単位として受ける場合は次のとおりとする。

- (1) 8時30分から13時30分まで取得する場合は4時間とする。
- (2) 8時30分から12時まで取得する場合は4時間とする。
- (3) 13時15分から17時15分まで取得する場合は4時間とする。
- (4) 13時から17時15分まで取得する場合は5時間とする。
- (5) 11時15分から17時15分まで取得する場合は5時間とする。

(休職期間)

第12条 就業規則第26条の休職期間は、6箇月を超えない範囲内において、会長が定める。

(健康診断)

第13条 就業規則第37条の健康診断は毎年度、人間ドッグで健診する。

2 健診料は協会が全額負担する。

(昇給)

第14条 給与規定第7条の昇給については職員の職務の等級、1級号給が2級1号と同額又は同額以上になった場合は2級に昇給し、2級号給が3級1号と同額又は同額以上になった場合は3級に昇給させるものとする。

附 則

この細則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (平成27年2月3日)

この細則は、平成27年2月3日から適用する。